

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

**【質問】** 医療保険で続けてきた維持期リハビリテーションを、介護保険で受けることになりました。ほかの介護サービスを使うのでリハビリをやめることはできますか。  
(73歳、女性)

## 維持期リハビリ

**【回答】** リハビリテー

ションは大きく▽急性期▽回復期▽維持期・生活期▽の3種類に分けられます。

リハビリと聞くと、入院中に病院で行う機能訓練を思い浮かべる方が多いことでしょう。これは急性期、回復期に当たります。急性期は、病気の発症直後から、早期の離床や、長く体を動かさないことで体や心に悪影響が出る「廃用症候群」の予防のために行います。



宅で自立した快適な生活ができるようにするため行います。3月までは退院後も

## 退院後、自立目指し実施

### 4月から 介護保険に移行

回復期はその後、集中的にリハビリを行って、体の機能や日常生活動作の回復を図るものです。これに対して維持期・生活期は、退院した後に通院しながら、回復した、あるいはまだ十分に回復しきっていない機能を維持し、自

宅で自立した快適な生活ができるようにするため行います。3月までは退院後も

介護保険で行うとなると、だと考えます。一度は回復デイケアやデイサービスなどの通所施設での実施が中心になります。病院から介護施設へと実施先を変える必要が出てきます。また、介護保険は介護度に応じて1カ月に行えるサービスが決まっています。生活支援を中心にする場合、今までと同じリハビリが行えなくなってしまう恐れがあります。リハビリの終了時期を決めるのは難しいことですが、あえていうなら、患者さんが自ら、安心して自立した生活ができると思ったとき

リハビリは病院の中だけでなく、自宅や施設などの日常生活の中で行われ、医師や家族、看護師、ケアマネジャー、理学・作業・言語療法士ら多くの人がかわり、患者さんと一緒になって続けていくものです。維持期リハビリが制度上、医療保険で行えなくなったからといって、やめてよいものはありません。患者さんの状態に応じて、適切に行うことが大切です。

(県医師会)

### 質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。